

一般病床の患者様食事負担額について

入院中の食事負担金については、1食につき次の金額が本人食事負担額となります。

【70歳未満の方の入院時食事代】

1. 住民税課税世帯
上位所得世帯 1食あたり 510円
上位所得世帯以外の世帯 1食あたり 510円
2. 住民税非課税世帯
入院日数90日以内 1食あたり 240円
入院日数90日超 1食あたり 190円

【70歳以上の方の入院時食事代】

1. 住民税課税世帯
現役並み所得世帯 1食あたり 510円
現役並み所得世帯以外の世帯 1食あたり 510円
2. 住民税非課税世帯
低所得者Ⅱ
入院日数90日以内 1食あたり 240円
入院日数90日超 1食あたり 190円
3. 住民税非課税世帯
低所得者Ⅰ
1食あたり 110円

※住民税非課税世帯の該当確認はマイナンバーカードの保険証利用でご確認いただけます。

詳しくは受付窓口へお問い合わせください。

令和7年4月1日
よこはま港南台地域包括ケア病院